

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年12月21日

横浜市契約事務受任者
選挙管理委員会事務局長 小磯 行生

1 契約の概要

第49回衆議院議員総選挙にかかる選挙公報仕訳・梱包・配送委託

2 履行(納品)場所

市内一円

3 契約日

令和3年10月11日

4 履行日又は履行期間

契約締結日から令和3年11月1日まで

5 契約金額

23,655,676円(概算契約)

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社神奈川新聞総合サービス
横浜市中区太田町2丁目23番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

各種報道の情報により衆議院総選挙の期日を11月7日、公示日10月26日と想定し10月15日頃に契約決定できるよう通常の入札手続きを行っていた。しかし、令和3年10月4日夜に期日10月31日、公示日10月19日にすると首相が表明したことにより、通常の入札スケジュールのままでは神奈川県選挙管理委員会から引き渡される横浜市分の選挙公報引取想定日(投票日7日及び8日前にあたる10月23日及び24日)まで1週間程度しか日がなく、引取・配送にかかる十分なトラック台数や仕訳・梱包にかかる人員、資材の確保が困難になることから、至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、市民及び本市にとって償うことのできない損害が生じる状況となったため。

8 契約の相手方の選定理由

即時的な対応が必要であり、現状では令和3年8月22日執行横浜市長選挙にかかる本業務の一般競争入札及び9月26日執行市議会議員磯子区選挙区補欠選挙にかかる本業務の公募型見積合わせにおいて応札をしてきた唯一の事業者であり、過去の選挙における契約実績がある当該事業者であれば確実な対応が可能と判断したため。

9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙課